

平成 28 年度内閣府本府政策評価実施計画（改定案）のポイント

平成 28 年度内閣府本府政策評価実施計画について、以下の点を変更。

1. 政策評価体系（別紙 1）について

政策評価体系について下記のとおり変更し、平成 28 年度に事後評価を実施する政策・施策を 24 政策 64 施策とする。

- ① 新法の成立に伴う施策の追加（1 政策・1 施策）
- ② 施策名称の変更（1 施策）

2. 総合評価方式により事後評価を行う施策（別紙 4）について

下記により、新たに 2 施策について、総合評価方式による政策評価を実施することとする。

- ① 評価手法の見直し（1 施策）
- ② 新たな施策の追加（1 施策）

3. 施策の移管により平成 28 年度中に政策評価を実施する政策（別紙 5）について

平成 29 年 4 月に内閣府から移管が予定されている 1 施策について、評価実施時期を前倒しして、平成 28 年度中に政策評価を実施。